

加古川労働者福祉協議会事業費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 10 日
産業経済部長決定

(趣旨)

第 1 条 市は、労働者の福祉の増進に寄与するため、一般社団法人加古川労働者福祉協議会に対し、加古川労働者福祉協議会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年加古川市規則第 30 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の種類等)

第 2 条 補助金等の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補則)

第 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

種類 補助金等の	性質	事業費補助
	目的	労働者の福祉の増進に寄与するため
補助金等の範囲	対象となる者	一般社団法人加古川労働者福祉協議会
	対象となる経費	<p>次の事業の実施に必要な経費</p> <p>①労働者の行う共同事業団体活動の発展、強化に関する事業</p> <p>②政府及び自治体に対する労働者の福祉要求に関する事業</p> <p>③労働者福祉の調査、研究、政策立案に関する事業</p> <p>④労働者福祉の教育、宣伝に関する事業</p> <p>⑤労働者の体育、文化、レクリエーション、共済等に関する事業</p> <p>⑥その他、第1条の目的で行う事業</p> <p>(対象経費)</p> <p>旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、管理費</p>
補助率又は額	補助率	10/10
	補助金の額	予算の範囲内